

令和6年度における四国地区の下請法の運用状況等について

令和7年6月25日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,750名（製造委託等^{（注1）}1,768名、役務委託等^{（注2）}982名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者8,455名（製造委託等6,025名、役務委託等2,430名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	四国	全国	四国
令和6年度		90,000	2,750	330,000	8,455
	製造委託等	53,144	1,768	214,316	6,025
	役務委託等	36,856	982	115,684	2,430
令和5年度		80,000	2,499	330,000	7,260
	製造委託等	46,900	1,651	199,138	5,040
	役務委託等	33,100	848	130,862	2,220
令和4年度		70,000	2,144	300,000	6,353
	製造委託等	37,993	1,303	176,799	4,459
	役務委託等	32,007	841	123,201	1,894

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は202件（製造委託等143件、役務委託等59件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが201件（製造委託等142件、役務委託等59件）、下請事業者等からの申告によるものが1件（製造委託1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は203件（製造委託等143件、役務委託等60件）であり、いずれも下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託1件）、指導が202件（製造委託等142件、役務委託等60件）である。

勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2、措置件数の県ごとの内訳は別紙3のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処理件数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官 からの 措置請求	計	措置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
	四国	201	1	0	202	1	202	203	0	203
製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
	四国	142	1	0	143	1	142	143	0	143
役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
	四国	59	0	0	59	0	60	60	0	60
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	四国	209	1	0	210	1	209	210	0	210
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
	四国	153	0	0	153	0	153	153	0	153
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
	四国	56	1	0	57	1	56	57	0	57
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	四国	210	2	0	212	0	213	213	0	213
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	四国	150	2	0	152	0	152	152	0	152
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	四国	60	0	0	60	0	61	61	0	61

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で370件となっており、このうち、製造委託等に係るものが265件、役務委託等に係るものが105件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）は194件（類型別件数の合計の52.4%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが137件、役務委託等に係るものが57件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）は176件（類型別件数の合計の47.6%）であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が78件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の44.3%）、②下請代金の減額が43件（同24.4%）、③買ったたきが30件（同17.0%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は128件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が54件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の42.2%）、②下請代金の減額が33件（同25.8%）、③買ったたきが18件（同14.1%）、等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は48件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が24件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の50.0%）、②買ったたきが12件（同25.0%）、③下請代金の減額が10件（同20.8%）、等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定				実体規定												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割付困難形状	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757	
	四国	163	31	0	194	0	78	43	0	30	1	3	8	10	3	0	176	370	
	製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
		四国	116	21	0	137	0	54	33	0	18	1	3	7	10	2	0	128	265
	役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
		四国	47	10	0	57	0	24	10	0	12	0	0	1	0	1	0	48	105
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	四国	165	20	0	185	2	80	42	0	29	2	0	1	9	0	0	165	350	
	製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
		四国	122	15	0	137	2	55	31	0	18	1	0	1	9	0	0	117	254
	役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
		四国	43	5	0	48	0	25	11	0	11	1	0	0	0	0	0	48	96
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	四国	166	38	0	204	0	97	42	0	24	1	3	6	5	1	0	179	383	
	製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
		四国	121	27	0	148	0	73	28	0	19	1	3	6	5	1	0	136	284
	役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
		四国	45	11	0	56	0	24	14	0	5	0	0	0	0	0	0	43	99

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者4名から、下請事業者24名に対し、下請代金の減額分の返還等の原状回復が行われた(第4表参照)。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	項目		返還を行った	返還を受けた	原状回復額
	年度		親事業者数(注1)	下請事業者数(注1)	(注2)
減額	令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
		四国	3名	19名	7万円
	令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
		四国	6名	39名	32万円
	令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
		四国	5名	393名	81万円
不当な経済上の利益の提供要請	令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
		四国	1名	5名	319万円
	令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
		四国	(注3) —	—	—
	令和4年度	全国	9名	140名	1865万円
		四国	—	—	—

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

(注3) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。令和6年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和6年度においては、四国支所では4回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和6年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談対応

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和6年度においては、四国支所では273件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度における四国支所管内の下請取引等改善協力委員は10名である。

令和6年度においては、10名の下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和6年度においては、四国支所では事業者団体等主催研修会へ17回の出講を実施した。

令和6年度における勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
圧延用ロール、マ リンチェーン等の 製造販売業 (R6.11.21 勧告)	<p>住友重機械ハイマテックス(株)は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年7月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、木型及び治工具について、当該金型等を用いて製造する金型及び部品の次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計178個）。</p> <p>住友重機械ハイマテックス(株)は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い見積書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額319万6723円を支払っている。</p>	第4条第2項第3号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

令和6年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- ① 金属部品の製造等を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 放送番組の制作等を下請事業者へ委託しているB社は、納品日を起算日とする支払制度を採用して発注しているにもかかわらず、納品日後の当該番組の放送日を起算日として下請代金を支払っていたため、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① 金属部品の製造等を下請事業者へ委託しているC社は、支払うべき下請代金の額から一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 機械器具の部品の加工等を下請事業者へ委託しているD社は、現金で下請代金を支払っている下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から、下請代金を金融機関の口座へ振り込む際に実際に支払う振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ③ 家具の修理等を下請事業者へ委託しているE社は、下請代金の支払につき、電子記録債権により行っている下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から電子記録債権の発生記録手数料を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

3 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

- 生産用機械の部品の製造等を下請事業者へ委託しているF社は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

4 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- 生産用機械の部品の製造等を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、当該部品の製造に用いるG社所有の木型を貸与しているところ、当該木型を用いて製造される部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該木型を無償で保管させていた。

措置件数の県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	四国地区合計
令和6年度	34	72	69	28	203
令和5年度	35	69	72	34	210
令和4年度	27	74	72	40	213

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。